

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第87号

京都市動物園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市動物園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表遊戯施設の項中「260」を「270」に、「460」を「480」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市動物園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(動物園)